

記入例

【1枚目】

別記様式1-2 (被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失後の敷地等の譲渡の場合)

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者 住所 **水戸市中央1丁目4番1号**
 電話 **029-224-1111**
 氏名 **水戸 太郎**

家屋を解体してから、その敷地等を譲渡した場合の様式です。

下記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用に貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第35条第3項第2号ロ)、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用に貸付けの用又は居住の用に供されていないこと」(同法第35条第3項第2号ロ)、当該敷地等が「取壊し、除却又は滅失の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」(同法第35条第3項第2号ロ)の家屋が「相続の開始の直前において当該被相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されなかったこと(以下「特定事由(※1)」という。)(政令第35条第3項第2号イ)の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていたことがないこと(以下「特定事由(※2)」という。)(政令第35条第3項第2号イ)の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同法第35条第4項柱書き及び第3号)に該当しますので確認願います。

(※1) 通知における特定事由と同じ。
 (※2) 通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

家屋及びその敷地等の所在地	水戸市常盤町1丁目1000番地	
家屋の建築年月日	昭和46年3月15日	
被相続人の氏名及び住所	(氏名) 水戸 光右衛門	(住所) 水戸市常盤町1-1-1
相続発生日 (被相続人の死亡日)	平成31年4月15日	
相続による取得日 (例:遺産分割協議が確定した日)	平成31年4月22日	
被相続人居住用家屋を取得した他の相続人の氏名及び住所	(氏名) 水戸 花子 茨城 次郎 城里 光子	(住所) 茨城県水戸市常盤町 茨城県茨城郡 茨城県都賀町
被相続人居住用家屋の取壊し、除却又は滅失日	令和元年5月15日	
	令和元年5月31日	

(切り取らないでください。)

被相続人居住用家屋等確認申請書

敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用に貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第35条第3項第2号ロ)、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用に貸付けの用又は居住の用に供されていないこと」(同法第35条第3項第2号ロ)、当該敷地等が「取壊し、除却又は滅失の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」(同法第35条第3項第2号ロ)の家屋が「相続の開始の直前において当該被相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されなかったこと(以下「特定事由(※1)」という。)(政令第35条第3項第2号イ)の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていたことがないこと(以下「特定事由(※2)」という。)(政令第35条第3項第2号イ)の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同法第35条第4項柱書き及び第3号)に該当しますので確認願います。

(※1) 通知における特定事由と同じ。
 (※2) 通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

地番と住居表示(住所)が異なる場合は、土地の地番(土地売買契約書等に記載されている地番)で記載をお願いします。

①売買契約書記載の「所有権移転・引渡し・登記手続きの日」、
 ②所有権の移転登記が完了した日、
 ③売買契約書の契約日などから、実際に確定申告の際に「譲渡日」として申告する日付を記入をお願いします。

家屋及び敷地のそれぞれについて、相続人の氏名及び住所を記入をお願いします。
 書ききれない場合は、別紙を添付する方法でも可です。
 申請者以外に相続人がいない場合は、空欄としてください。

この点線以降の部分は、市区町村において記入する部分ですので、何も記入しないでください(【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表】も同様です。)

【2枚目】

供することができない事由として政令で定める事由（以下「特定事由（※1）」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める要件（※2）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（第三号において「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと）」（同法第35条第4項柱書き及び第3号）に該当することを確認しました。

（※1）通知における特定事由と同じ。

（※2）通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

確認年月日	令和 年 月 日
確認を行った市区町村長	水戸市長 高橋 靖 印

この部分は、市区町村において記入する部分ですので、何も記入しないでください。

◎提出前にあらかじめご確認ください

申請書に記載する日付は、①家屋の建築年月日⇒②相続発生日⇒③相続による取得日⇒④家屋の取壊し、除却又は滅失日⇒⑤譲渡日という時系列になります。土地の引き渡し後に建物の取壊しを行った場合は、今回の特別控除の適用は受けられませんので、ご注意ください。時系列が食い違ってないか、添付書類と整合が取れているかの確認をお願いします。記載されている日付等（特に「家屋の取壊し、除却又は滅失日」及び「譲渡日」）が、添付書類や申請者の供述から確認がとれない場合は、代替書類や補完書類の提出をお願いしたり、追加でヒアリングをさせていただく場合がございます。

問合せ

水戸市 市民協働部

生活安全課 空家空地係

電話：029-224-1113（直通）